

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	47 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	26 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から同年3月まで

私は、両親や夫から老後のために国民年金へ加入するよう勧められ、昭和49年5月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、A市で2か月か3か月ごとに集金人に納付していた。

転出、転入の届出は私が行っており、その際、保険料に未納期間があることを指摘された覚えはなく、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入してから第3号被保険者となるまでの期間、申立期間を除く140か月の長期にわたる国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、昭和61年4月から第3号被保険者となり保険料を納付する必要性が無いことを理解しており、それまでの期間については将来のことを考え保険料を納付していたと申述していることから、申立人は申立期間の保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から51年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

私は、20歳のとき学生であったが、申立期間①においては母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母自身の分と一緒に納付してくれていた。

申立期間②については、私はA（職種）として働いており、収入もあったので自分で保険料を納付していた。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12か月と短期間である上、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、一緒に納付していたとする申立人の母も申立期間②について納付済みであることから、申立期間②の保険料については納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、43か月と長期間である上、国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された昭和51年5月ごろの時点では、申立期間①の一部期間は、時効により保険料を納付することができない期間であることに加え、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付について申立人は直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は、申立人の加入手続及び保険料の納付についての記憶が定かではなく、加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月及び同年12月
② 昭和63年7月から同年11月まで

申立期間①については、私は国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険の被保険者期間が確認されたことで国民年金保険料の還付があったが、金額が少ない気がするので確認してほしい。

また、申立期間②については、昭和63年に勤めていた会社の事業が分離独立するのに伴い移籍したが、当時、会社の規模が5人未満だったので厚生年金保険に加入できず、A社会保険事務所（当時）から国民年金へ切り替えるよう指導され、会社の経理担当者が従業員の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり、同期間については同じように移籍した全員が加入しているにもかかわらず、私だけ未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間が確認されたことから、重複納付として納付した国民年金保険料が還付されたが、還付金額が少ないと申し立てしているところ、特殊台帳では、申立期間①を含む昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料が納付済みとされていることが確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、昭和47年8月から同年10月までの国民年金保険料が平成17年9月6日に還付されていることが確認できるが、申立期間①の昭和47年11月は未納とされている上、同年12月は厚生年金保険の被保険者期間であるところ、国民年金保険料が還付

されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人の特殊台帳によれば、申立人は昭和47年11月6日に国民年金被保険者資格を喪失しており、以後、被保険者資格の取得の記載は無く、オンライン記録とも一致することから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料は納付できない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、会社の経理担当者が行ったと主張しているが、当該担当者から事情を聞くことができないため、申立期間②の納付状況等は不明である上、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和47年12月は厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、納付記録の訂正を行うことはできない。

また、昭和63年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの期間、44年7月から45年3月までの期間及び46年7月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年3月まで
② 昭和44年7月から45年3月まで
③ 昭和46年7月から47年3月まで

私は、A銀行（現在は、B銀行）C支店の勧めで昭和36年4月に国民年金に加入し、口座引落しで夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

同銀行の、昭和46年3月31日から47年6月30日までの通帳の記録を添付するので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時から60歳到達時までの国民年金被保険者期間のうち、申立期間を除いてすべて国民年金保険料を納付している上、申立期間①は3か月、申立期間②及び③はそれぞれ9か月であり、いずれも短期間である。

また、申立人はA銀行C支店の口座振替で夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、B銀行C支店は、「口座振替制度の開始前は、申立人の店を担当していた行員が訪問して国民年金保険料の納付に關与した可能性がある。」と回答していることから、申立人の主張どおり、申立期間当時、申立人の銀行口座より保険料が引き落とされ、納付されていた可能性が考えられる。

さらに、申立人から提出された同銀行の普通預金取引推移一覧表によれば、昭和46年4月30日に2,920円、同年7月31日に2,700円、同年9月

9日に2万3,700円、同年11月30日に2万3,700円、同年12月27日に2,700円、47年2月25日に2,700円が申立人の口座から引き落とされていることが確認でき、申立期間③に係る46年7月から47年3月までの夫婦二人分の保険料相当額が納期限内に納付されたことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から40年8月まで
② 昭和54年6月及び同年7月

私は、昭和43年12月に結婚して、それから約1年後に、A区役所又は社会保険事務所(当時)、あるいはほかの機関から文書が届き、すべての年金加入期間を満たすために過去の未納分の国民年金保険料を納付できることを知り、2回ほど電話で確認してから直接窓口へ行き、一括で納付したはずである。また、54年6月及び同年7月の2か月分の保険料について、この当ても納付をしていたはずである。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立期間②は2か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は長期間納付済みとなっていることから、申立期間②の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は昭和43年12月の婚姻後、約1年経過後の44年末から45年初めに特例納付制度を利用し、申立期間①の保険料2万6,100円を納付したと主張しているところ、これは第2回特例納付制度を利用して納付した場合の保険料額である上、申立人が主張する納付時期は第1回特例納付の実施期間であることから、申立人の主張する納付時期及び納付金額は特例納付制度の実施状況と一致しない上、申立人は納付方法及び納付先に関する記憶も不鮮明であり、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 6 月及び同年 7 月の期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私の国民年金については、昭和55年8月ごろ妻がA市役所B支所で夫婦の加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してきたにもかかわらず、56年4月から57年3月までの期間について妻のみ納付済みとされており、私は未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は納付済みである。

また、申立人の妻は、申立期間の保険料の納付状況（納付書、納付場所、納付金額等）について具体的に述べており、申立期間当時のA市の保険料の収納事務と一致している。

さらに、オンライン記録によれば、国民年金手帳記号番号は昭和46年10月に夫婦連番で払い出されており、国民年金の加入期間については、申立期間を除き、夫婦の記録は納付済みとされ一致していることから、申立期間の保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年9月まで

私は、A県B市に住んでいたころ、市役所から「過去にさかのぼって国民年金保険料を払えるので、納付したほうがよい。」と言われて、最初に6か月分5万円くらいを、次に8万円くらいを、合計2回保険料を納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和49年9月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、A県B市に住んでいたころに、過去にさかのぼって保険料を納付したと述べているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和51年10月9日同市に住所変更手続を行ったことが記載されており、同時点で、申立期間の保険料は現年度納付及び過年度納付が可能である。

さらに、申立期間の前後の期間は付加保険料を含めて納付済みとなっており、申立期間は18か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立期間の保険料は納付したものと考えるのが自然である。

なお、申立人は、過去にさかのぼって保険料を納付したと述べていること、付加保険料は制度上さかのぼって納付することはできないこと、及び住所変更手続を昭和51年10月9日に行い、同月以降は付加保険料を含めて納付済みとなっていることを考え合わせると、申立期間については、定額保険料のみを納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで

私の国民年金については、昭和35年10月にA区の職員が自宅に来た際、妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その後は同区の集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間②もB区の集金人に納付しており、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の妻は、B区の集金人が自宅に来て申立人の国民年金保険料を納付したと主張するところ、同区では、申立期間②当時は自宅訪問による保険料の集金を行っていたと述べている上、申立期間②は12か月と短期間であり、現年度で保険料を納付することができることから、申立期間②は納付されていたものとするのが自然である。

2 申立期間①については、申立人の妻は、A区の集金人が自宅に来たとき国民年金の加入手続を行い、その後は集金人に保険料を納付し、過去に遡^{さかのぼ}って保険料を納付したことは無いと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年10月に夫婦連番でB区において払い出され、35年10月に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間①は過年度納付となり、A区では「集金人による過年度保険料の納付はできない。」と回答している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結

果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで

私は、昭和35年10月にA区の職員が自宅に来た際、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その後は同区の集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間②もB区の集金人に納付しており、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、B区の集金人が自宅に来て申立人の国民年金保険料を納付したと主張するところ、同区では、申立期間②当時は自宅訪問による保険料の集金を行っていたと述べている上、申立期間②は12か月と短期間であり、現年度で保険料を納付することができることから、申立期間②は納付されていたものと考えるのが自然である。

2 申立期間①については、申立人は、A区の集金人が自宅に来たとき国民年金の加入手続を行い、その後は集金人に保険料を納付し、過去に遡^{さかのぼ}って保険料を納付したことは無いと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年10月に夫婦連番でB区において払い出され、35年10月に遡^{さかのぼ}って被保険者資格を取得しており、申立期間①は過年度納付となり、A区では「集金人による過年度保険料の納付はできない。」と回答している上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年6月から44年9月までの期間及び59年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から44年9月まで
② 昭和57年11月から59年2月まで
③ 昭和59年4月から同年12月まで

申立期間①については、平成21年10月30日に昭和43年4月から44年9月までの国民年金保険料の納付記録が判明したとの回答を社会保険事務所(当時)から受けたが、43年4月及び5月分は納付と認められたものの、同年6月から44年9月までの保険料は同年7月18日に還付済みとのことであるが、還付を受けた覚えは無い。

また、申立期間②及び③については、昭和57年11月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと税理士から聞いており、同年11月以降60歳になるまですべて納付しているはずであり、申立期間が未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の特殊台帳から、昭和43年4月から44年9月までの国民年金保険料の納付が確認でき、A社会保険事務所(当時)では、申立期間①の保険料は同年7月18日に還付済みと回答しているが、申立期間①は強制加入期間であり、申立人が43年6月1日に被保険者資格を喪失する理由は無く、事実と異なる還付手続が行われるなど、行政側の事務処理に不手際が認められる。

2 申立期間③については、前後の期間は納付済みであり、9か月と短期

間である上、申立人は昭和 59 年 3 月 29 日に国民年金の被保険者資格を再取得しており、同年 3 月の納付記録が同年 10 月 23 日に追加処理されていること、及び申立期間③と同年度の 60 年 1 月以降は長期間納付済みであることを踏まえると、納付していたものと考えるのが自然である。

- 3 申立期間②については、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録とオンライン記録が一致することから、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、昭和 57 年 11 月に厚生年金保険から国民年金に切替手続を行ったとしているが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間②について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 6 月から 44 年 9 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 12 月までの期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2754

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月及び同年11月

私は、昭和48年10月にA区B出張所で国民年金の加入手続を行い、その場で2か月分の国民年金保険料を納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の記載及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日より、申立人が国民年金の任意加入の手続を行ったのは、昭和48年10月ごろと推認でき、申立期間は任意加入した直後の2か月と短期間である上、申立人は、申立期間以降60歳に達して国民年金の被保険者資格を喪失するまで、未納及び未加入期間はなく、国民年金保険料の納付意識の高さが認められることから、申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年3月21日から同年7月1日までの期間においてA社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年3月21日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日にそれぞれ訂正し、申立期間のうち、同年3月及び同年4月の標準報酬月額を1万8,000円に、同年5月及び同年6月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月1日から41年1月1日まで

私は、昭和39年の末に妻の紹介でA社に入社した。当時の健康保険証を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、「申立期間に、申立人はA社に勤務していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、B健康保険組合が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立人が所持する健康保険証により、申立人は、申立期間中の昭和40年3月21日に健康保険の整理番号*番で被保険者資格を取得し、同年7月1日に喪失していることが確認できる。

さらに、B健康保険組合は、「当該事業所の健康保険の整理番号は**番まで確認できる。」と回答しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、健康保険の整理番号***番までの被保険者記録しかなく、申立人を含めた****番以降の被保険者記録の欠落が認められるが、年金事務所は、「健康保険の整理番号****番以降の被保険者が記録されていない理由は不明である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和40年3月21日

に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、昭和40年3月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人のB健康保険組合に係る記録から、同年3月及び同年4月は1万8,000円、同年5月及び同年6月は3万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和39年12月1日から40年3月21日までの期間及び同年7月1日から41年1月1日までの期間については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「当時の資料は処分して無い。」と回答している上、当時の同僚から証言を得ることはできず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和39年12月1日から40年3月21日までの期間及び同年7月1日から41年1月1日までの期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和39年12月1日から40年3月21日までの期間及び同年7月1日から41年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年6月1日に、資格喪失日に係る記録を47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月1日から47年8月1日まで

私は、昭和46年6月にA社に正社員として入社し、B（職種）として10人程の同僚と共に47年7月まで勤務した。同じ業務を行っていた元同僚は厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私には無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

また、厚生年金保険担当の元役員は、「当時、正社員は入社と同時に全員厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているところ、申立人が氏名を挙げたB（職種）の元同僚は、「入社と同時に厚生年金保険に加入した。全員正社員で、パートなどはいなかった。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記元同僚を含む申立人とB（職種）として特定できた元同僚5人には、いずれも当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とB（職種）の業務で同時期に勤務していた元同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、4

万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が記録処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 6 月から 47 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格取得日は、昭和27年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年4月1日から同年5月1日まで

私は、A社B事業所に昭和27年4月1日に入社し、平成3年1月31日に退職するまで、継続して勤務し厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る退職証明書及び申立人から提出された社員手帳により、申立人が申立期間において同社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日が昭和27年5月1日と記載されているものの、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、「資格取得年月日」欄に「昭和27年4月1日」と記載されており、その様式から判断すると、申立期間当時に当該事業所を管轄する社会保険事務所（当時）において作成されたものと認められる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和25年6月から28年4月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得している者39人を把握し、そのうち連絡が取れた4人は、「定期採用職員は、入社日と同日で厚生年金保険に加入していた。」とそれぞれ供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 27 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和 27 年 5 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年1月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を4,200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年1月1日から同年2月1日まで

私は、A社に昭和15年4月1日に入社し、60年6月30日に退職するまで継続して勤務し、申立期間については同社C支店D事業所に勤務し厚生年金保険料を控除されているので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が申立人に交付した在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社E事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が氏名を挙げたA社C支店D事業所における元同僚二人は、申立人が昭和24年1月に異動し、同じ職場で勤務していたと供述していることから、同年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和24年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年8月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月27日から同年9月1日まで

私は、昭和36年4月1日に入社し平成11年3月31日に退職するまで、一貫してC社（現在は、D社）の社員であったが、昭和40年8月から一時、関連会社のA社へ出向した。そのときの厚生年金保険の加入記録が1か月欠落しているが、出向に当たっても継続して厚生年金保険料は控除されていたと思うので、その欠落している記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された申立人に係る人事記録の写し及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、C社及び当時の関連会社であるA社に継続して勤務し（C社からA社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、D社から提出された人事記録によると、申立人は、A社への出向を理由に昭和40年8月26日付けで休職していることが確認できることから、同年8月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、雇用保険の記録における申立人の資格取得日は、昭和 40 年 9 月 1 日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は同年 9 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 8 月の保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月10日から54年5月1日まで

私は、昭和53年1月17日から54年4月30日まで、A社に勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が53年12月10日となっている。

銀行の預金通帳でも昭和54年5月まで当該事業所からの給与振込があったことが確認でき、厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間において被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳により、申立期間においてA社から給与の振込みがされていることが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の被保険者期間における振込金額と申立期間に振込みされている金額がほぼ同額であることから、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

さらに、申立人は、昭和52年6月30日に厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金への加入手続を行い、また、A社を退職したと主張する54年5月に国民年金への再加入手続を行っていることから、申立人は年金加入期間に欠落が発生しないように対応していたことがうかがえる。

加えて、申立期間が国民年金に加入していない期間（無資格）として記録処理されていることから、申立人は、申立期間はA社に勤務していたと

の認識で、国民年金への再加入手続を行ったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和53年11月の社会保険事務所（当時）の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年10月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月27日から同年11月1日まで

私は、昭和37年4月から平成11年2月末日まで、A社に継続して勤務し、厚生年金保険にも継続して加入していたのに、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された厚生年金保険被保険者台帳及び在籍証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年10月27日に同社C支店から同行B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和39年9月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B支店における資格取得日を昭和39年10月27日とすべきところ、誤って同年11月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年9月21日に、資格喪失日に係る記録を39年6月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を38年9月については2万円に、同年10月から39年5月までの期間については2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から39年6月6日まで

A社の厚生年金保険の資格喪失日が昭和38年9月21日となっているが、失業保険被保険者離職票の離職日は39年6月6日となっており、申立期間も継続して当該事業所に勤務していた。申立期間は、B工場から本社に転勤になった時期以降の期間になる。調査をして、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答、申立人から提出された「失業保険被保険者離職票」及び「昭和39年度市民税・県民税特別徴収の税額通知書（C市発行）」から判断すると、申立人は当該事業所に継続して勤務し（昭和38年9月21日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る社会保険事務所（当時）の記録から、昭和38年9月については2万円、同年10月から39年5月までの期間については2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、同社本社における申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る国（厚生労働省）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 9 月から 39 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成4年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から同年11月1日まで
私は、昭和 63 年 4 月 1 日から現在に至るまで、継続してA社に勤務しているが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人の社員カード並びに事業主照会の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（平成4年11月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る平成4年10月の給与支給明細書から28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺資料は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺資料は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和49年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和49年9月1日付けでC社出向の任を解かれ、A社に復帰した。辞令による転勤の発令日が同年9月25日となっているので、それを受けた当時のA社の担当者が、誤って同年10月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格取得届を出したと思われるため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA社の辞令及びB社が発行した在職証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年9月1日出向先のC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年10月の申立人のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主は昭和49年10月1日を資格取得日として届け出たことが確認できる上、事業主は誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月9日から同年6月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年4月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和47年3月30日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年4月9日から同年6月4日まで
② 昭和47年3月30日から同年4月1日まで

私は昭和44年3月15日にA社に入社してから47年12月31日にB社を退職するまで、両社の間を会社の指示に従い転籍しながらも継続して勤務してきた。その間、二つの期間が厚生年金保険に未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の元事業主及び元上司の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（B社から関連会社であるA社に転籍）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍した日については、申立人が、申立期間①以前に勤務していたB社は、C厚生年金基金に加入しており（A社は基金の加入無

し。)、申立人のB社での申立期間①以前の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と基金加入の喪失日は昭和45年4月9日で一致していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人が保管していた「47.3.31」日付印のあるA社の給与袋、当該事業所の元事業主及び元上司の証言から、申立人は、A社に継続して勤務し(A社から関連会社であるB社に転籍)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍した日については、申立人が、申立期間②以後に転籍し勤務したB社は、C厚生年金基金に加入しており(A社は基金の加入無し。)、申立人のB社での申立期間②以後の厚生年金保険の被保険者資格の取得日と基金加入の取得日は昭和47年4月1日で一致していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和47年2月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②について事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B工場（事業所整理記号*）における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和38年3月については、明らかでないとして認められ、同年4月から同年6月までは履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月14日から同年7月1日まで

私は、昭和34年9月にA社B工場に入社して以降、47年2月に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の加入期間とされていないことは納得できない。調査の上、厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において、A社B工場に継続して勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、A社B工場において、申立人と同日の昭和38年3月14日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者8人及び当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月30日で被保険者資格を喪失している者3人は、いずれも当該事業所が再度、厚生年金保険の適用事業所となった同年7月1日に資格を取得していることが確認できる。申立期間当時の同社の経理担当者は、「申立期間当時、一時的でも厚生年金保険料を全員の給与から控除しなかったという記憶はないし、考えられない。」と供述している。

さらに、複数の元同僚は、「申立期間について自分も未加入期間となっているのはおかしいと思っていた。厚生年金保険料も給与から控除されて

いた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社B工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年2月の申立人のA社B工場（事業所整理記号*）に係る社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立人が申立期間において勤務していたと主張するA社B工場（事業所整理記号*）は、オンライン記録において昭和38年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるが、その約2か月後の同年7月1日に事業所の所在地は異なるものの、A社B工場（事業所整理記号**）として、再度適用事業所となっていることが確認できるところ、上記元経理担当者及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立期間において当該事業所は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立期間のうち昭和38年3月14日から同年4月30日までの期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B工場（事業所整理記号*）は同年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、既に事業主も亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和38年4月30日から同年7月1日までの期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B工場（事業所整理記号*）は同年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、既に事業主も亡くなっていることから確認できないものの、適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年10月15日から19年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

また、申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年12月14日であると認められることから、上記訂正後の資格喪失日（19年10月1日）を取り消し、喪失日に係る記録を20年12月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

さらに、申立期間のうち、昭和20年12月14日から21年2月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（20年12月14日）を取り消し、喪失日に係る記録を21年2月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月15日から21年2月10日まで

私は、昭和16年1月21日にA社に入社して以降、57年5月14日に退職するまで、継続して同社に勤務していた。18年2月1日応召、C県にて出征にあたって兵士としての訓練を受け、20年12月24日に帰還した。出征中の18年10月15日から帰還後の21年2月10日まで、同社に在籍し給与も支給されていたのに、厚生年金保険の記録が抜けていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 B社から提出された在籍証明書、永年勤続表彰状及び退職金計算書により、申立人が、昭和16年1月21日から57年5月14日まで、継続して当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所において、申立人と同様の職種に就き、ほぼ同時期に召集され、復職した元同僚二名は、出征中も厚生年金保険の被保険者資格が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所の勤務履歴書の本給の額から、40円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

このほか、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人については、事業主から提出された勤務履歴書及びD県から提出されたE（文書）によると、昭和18年2月1日に応召され、20年12月14日に除隊し、21年1月7日に当該事業所に復職していることが確認できるが、オンライン記録によると、申立人は17年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、18年10月15日に資格を喪失し、21年2月10日に再度被保険者資格を取得している。

しかし、当該資格喪失日は軍隊に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者資格を喪失していたことは考え難いこと、及び当該事業所において、申立人と同様の職種に就き、ほぼ同時期に召集され、復職した元同僚二人は、出征中も厚生年金保険の被保険者資格が継続していることが確認できることから、申立人は復員時まで被保険者としての資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が軍隊に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、同法第75条の規定による、時

効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、勤務履歴書の復員日である昭和20年12月14日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所の勤務履歴書の本給の額から、40円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、昭和20年12月14日から21年2月10日までの期間については、i) 上記在籍証明書、永年勤続表彰状及び退職金計算書により、申立人が、16年1月21日から57年5月14日まで、継続して当該事業所に勤務していたことが確認できること、ii) 当該事業所において、申立人と同様の職種に就き、ほぼ同時期に召集され、復職した元同僚二人は、出征中も厚生年金保険の被保険者資格が継続していることが確認できることなどから総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所の勤務履歴書の本給の額から、40円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

このほか、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和39年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月28日から39年2月1日まで

私は、昭和36年8月にA社に入社し、途中、A社からB社に名称変更があったが、B社が火災で焼失するまで正社員として継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚の証言及び元同僚から提出された日記の記述から、申立人は、申立期間において当該事業所（A社が加入するC健康保険組合の記録から、昭和36年5月15日にB社に社名変更を確認）に継続して勤務していたことが推認できる。

また、元同僚は、「申立人とはA社及びB社の両社において共に正社員として勤務していた。」と証言しており、元同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、元同僚と同様に申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は、昭和36年12月28日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていない。

しかし、C健康保険組合においてはB社として昭和36年12月28日以降も適用事業所であることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業

所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年11月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から同年3月までの期間及び14年2月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年1月から同年3月まで
② 平成14年2月から同年9月まで

私は、会社を退職後は国民年金に加入するものだと思っていたので、申立期間①及び②の直前まで勤めていた会社をそれぞれ退職した後は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納付書が届いたときに市役所又は金融機関で一括納付した。平成12年2月か3月ごろ、住民票はA市に残したまま、B区に引っ越したが、転送された納付書で申立期間の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、平成13年11月6日に住民登録上のA市の住所において過年度納付書が作成されていることから、この時点で国民年金保険料は未納であったことが推認できるところ、申立人は、新住所地へ郵便物の転送を受けるための転居届を、転居した翌年以降も郵便局に提出した記憶は無いと申述していることから、同年2月以降、郵便物の転送サービスを継続して受け、当該納付書を申立人がB区において受け取っていたとは考え難い上、申立人は納付場所、納付金額、納付時期等、納付に関する記憶は定かでないことから納付状況が不明である。

また、申立期間②については、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり、

制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から43年3月まで

私の国民年金については、結婚してから義父が国民年金の加入手続きをし、私と夫の国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間の保険料が、夫は納付済みとなっているにもかかわらず私は未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義父が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を、申立人の夫の分と一緒に納付していたはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳の発行日及び国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和43年11月に払い出されたことが確認できることから、同時期、国民年金の加入手続きを行ったことが推認でき、払出時点において、申立期間のうち41年9月以前の保険料は、時効により納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする申立人の義父は既に亡くなっているため、加入手続きの状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の義父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年6月まで

私の国民年金については、平成3年6月に父が市役所で国民年金の加入手続きを行い、同月中に申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与したとする申立人の父は、申立期間及び平成3年7月分の保険料を同年6月に一括して納付したと申述しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年8月以降に払い出されていることが確認できる上、同年8月の時点では、元年6月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金の資格取得日は平成3年7月16日となっており、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によると、平成3年7月分の保険料は同年11月15日に納付されており、申立期間及び平成3年7月分の保険料を同年6月に一括して納付したとする申述内容と相違している上、申立人の父からの聴取において、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせるほどの申述を得ることができなかった。

加えて、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から平成 3 年 3 月まで

私は、申立期間当時、病気のため入院中だったので、国民年金の加入
手続及び国民年金保険料の納付は母が行った。申立期間が未加入で未納
とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときに、申立人の母が申立人の国民年金の加入
手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、
平成 7 年 1 月以降に払い出されていることが確認でき、同時期以降に国民
年金の加入手続を行ったと推認できることから、20 歳になったときに加
入手続を行ったとする申述と相違している。

また、資格取得以前の期間である申立期間は、国民年金に未加入の期間
であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が
払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 63 か月と長期間である上、申立人の母が申立期間
の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は
無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事
情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に
判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認
めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から平成 4 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から平成 4 年 7 月まで

私は、昭和 61 年ごろに現在の会社に就職したが、会社が社会保険に未加入だったので、同年以降、年末のボーナスで申立期間の国民年金保険料を一括納付した覚えがある。納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の国民年金保険料の納付日から昭和 61 年 5 月から同年 10 月にかけて払い出されていることが確認でき、申立期間のうち 59 年 3 月以前は時効により保険料を納付できない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は、136 か月と長期間である上、オンライン記録によると、平成 5 年 12 月 7 日に納付書が作成されたことが記録されており、納付書が作成された時点において、申立期間のうち納付可能な 3 年 11 月から 4 年 7 月までの期間は未納であったと推認されることから、昭和 61 年以降、申立人が申立期間の保険料を一括納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は冊子になった 4 期分の納付書により、昭和 61 年以降、一括して納付したと申述しているところ、A 市においては 58 年 4 月から保険料の納付方法が毎月納付方式に変更されており、申立内容は当時の納付方法が一部相違するなど不合理な点がみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から同年 4 月までの期間及び同年 11 月から 63 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月から同年 4 月まで
② 昭和 62 年 11 月から 63 年 1 月まで

私は、会社を退職した昭和 62 年 3 月ごろ、国民年金へ加入するのは義務だと思い、区役所か区の出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は、区役所から送られてくる納付書により郵便局で納付していたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 62 年 3 月ごろ、区役所か区の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から平成 8 年 3 月以降に払い出されていることが確認でき、同時期以降に国民年金の加入手続を行ったことが推認できることから、62 年 3 月ごろに加入手続を行ったとする主張と相違している。

また、国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①及び②については、平成 8 年 9 月に国民年金の資格記録が追加変更された期間であることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄はA市において記載され、上記オンライン記録と一致することから、その時点において申立期間が未納期間であったことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年3月まで

私は、20歳のときA区に所在していた店で修行していたが、役所から送られた書類で国民年金を知り、加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、1か月分が数百円であり、数か月ごとにまとめて納付していた。領収書や国民年金手帳は、住所異動や仕事に追われ、持っていたのか、紛失したのか覚えていないが、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区で働いていたときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張するところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の手帳記号番号は昭和50年4月にB区で払い出されていることが確認でき、申立人は同時期、加入手続を行ったことが推認できることから、A区において加入手続をしたとする主張と相違している上、当該払出時点において、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人からA区での国民年金の加入手続や保険料の納付について具体的な申述は得られず、加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月及び同年9月

私の平成元年8月及び同年9月の国民年金保険料については、元夫の実家であるA県B市へ転居した際、市役所において住所変更手続、国民年金の加入手続を行うと同時に保険料の納付も行ったはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を夫の実家のあるB市で行ったと主張しているが、申立期間当時、申立人はC市に居住していたことが戸籍の附票により判明しており、申立内容と相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年4月以降に払い出され、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、払出時点において、申立期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から50年3月まで

昭和53年か54年の夏ごろ、妻の勤務先にきた市の職員に妻が私の国民年金について相談したところ、「今ならさかのぼって国民年金保険料を納付できる。」と教えられ、妻の預金から50万円を引き落とし、妻が勤務先に来ていた銀行員に預け、申立期間の保険料を一括して納付してもらった。申立期間が未加入で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を銀行員に預け、一括して特例納付したと主張するところ、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿によると、国民年金の被保険者資格は、昭和40年4月1日に喪失し、50年4月1日に取得していることが確認できる上、当該資格記録はオンライン記録とも一致していることから、資格取得以前の期間である申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料は納付できない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻は保険料納付のために50万円を用意し、銀行員に預け、納付してもらったと申述するが、申立期間における特例納付に要する保険料額と申立人が用意した金額は相違する上、申立人の妻は特例納付の手続についての記憶が明確ではなく、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連

資料（預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2764 (事案 640 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 46 年 3 月までの期間及び 47 年 2 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 47 年 2 月から 50 年 3 月まで

私は、申立期間当時は子供が二人いて、国民健康保険が大切な時期であった上、国民健康保険と国民年金は一对で加入すると聞かされており、申立期間の前後は国民年金に加入しているのに、子供が乳児の時期だけ加入しないということは絶対無いので再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人が昭和 43 年 2 月に会社を退職したのち、国民年金への加入手続を行っていなかった期間であり、46 年 7 月ごろ、申立人の妻が A 県 B 郡 C 町役場 (現在は、D 市役所 E 庁舎) において、夫婦の国民年金の加入手続を行ったため、申立人の国民年金手帳記号番号が改めて夫婦連番で払い出され、申立人の国民年金被保険者資格の取得が同年 4 月となったことから、申立期間①は未加入期間となり、国民年金保険料を納付できない期間である。また、申立期間②に係る申立てについては、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間②の保険料を納付していない上、納付金額、納付場所等を具体的に記憶していないことから、申立人の保険料の納付状況等が不明であるとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは保険料の納付を示す新たな資料の提出はなく、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があるとは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から46年3月までの期間及び47年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から46年3月まで
② 昭和47年4月から55年3月まで

私の国民年金保険料については、結婚前にA県の実家で父が納付してくれていたと思う。また、結婚後、保険料を納めていたかよく分からないが、調べて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、婚姻前にA県の実家で申立人の父が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年1月以降にB市で払い出されており、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は申立期間①に係る保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっているため納付状況等が不明である上、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は申立期間②に係る保険料の納付に関与しておらず、申立人及び元夫の保険料を納付したとする義父は既に亡くなっている上、元夫から事情を聞くこともできないため、保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間②は 96 か月と長期間であり、元夫と共に国民年金被保険者名簿に申請免除と記録されている上、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月から平成 3 年 3 月まで
私の年金記録のうち、昭和 62 年 5 月から平成 3 年 3 月までの期間については、昭和 62 年 5 月ごろ母が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであり、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は申立人の母が行っていたと主張しているところ、申立人の母は、加入手続時に年金手帳の交付は受けておらず、納付書のみ社会保険事務所（当時）から送付されたと述べており、A 市における国民年金の事務取扱とは一致しない上、納付したとする金額も平成 3 年度の保険料額を述べるなど申立期間後の納付との混同がみられ、申立期間当時の納付状況等は不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には、国民年金被保険者の資格の取得日が平成 3 年 4 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付はできない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 47 か月と長期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2767

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から同年 8 月まで

私は、会社を退職して専門学校に入学後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の免除申請を行った。当時は転職を繰り返したが、保険料の納付に漏れがないよう注意していた。若くても年金の仕組みは理解しており、未加入期間がないようにしていたのに申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄の記載は、国民年金被保険者の資格を昭和 58 年 4 月 11 日に取得、59 年 3 月 1 日に喪失となっており、申立期間については国民年金の被保険者資格の記録は無く、A市の保管する被保険者名簿の記録及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2768 (事案 1623 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から61年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から61年3月まで

私は、当初の審議後、特に新しい事実又は証拠の書類等が見つかったわけではないが、昭和59年の夏の暑いころに国民年金に再加入し、確かに国民年金保険料を払ったという記憶があり、納得できないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の所持している年金手帳には、昭和59年6月26日に任意加入被保険者の資格を喪失し、61年4月1日に第3号被保険者の資格を取得したと記載され、オンライン記録とも一致しており、申立期間は未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であること、ii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、加入手続、納付金額、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年9月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報は提出されず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から平成 2 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から平成 2 年 7 月まで

私は、昭和 61 年 3 月から平成 2 年 7 月まで A 国に留学していたが、帰国後に妻と一緒に帰国手続を行うために B 市役所に行った際、妻が職員から「国民年金の加入手続をしたほうがいい。」と勧められ、留学する前にさかのぼって国民年金の加入手続を行い、一人当たり 40 万円くらいをまとめて納付したはずなのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する 2 冊の年金手帳には、いずれも国民年金手帳記号番号及び国民年金の資格記録が記載されておらず、オンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、昭和 61 年 4 月以降は、海外に居住する日本人が国民年金に任意加入することが可能となったが、帰国後にさかのぼって加入することは、制度上できない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、手続を行ったとする妻の記憶も明確ではない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2770

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年3月まで

私は、昭和45年4月からA区の事業所に勤めたが、同年8月にB市の実家に戻り、一時会社勤めをしたが退職して、申立期間は、自宅で請負の仕事をしていた。一時的に遅れたことがあっても、継続して国民年金保険料を納付しており、51年2月に結婚した後は、夫の保険料と一緒に私が納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後は、その夫の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、オンライン記録により納付年月が確認できる昭和59年度以降の納付年月をみると、59年度及び60年度については、申立人及びその夫の納付年月が一致しておらず、保険料と一緒に納付していたとする申立人の主張とは相違している。

また、申立期間直前の厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われておらず、昭和49年3月が未加入期間となっている上、申立人は、切替手続を行った時期について明確に記憶していない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び 60 年 5 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 3 月に専門学校を卒業し、その後、両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたはずである。

また、申立期間②については、私が A 市役所 B 出張所で保険料を納付していた。申立期間①及び②が未納及び未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 55 年 3 月に専門学校を卒業した後に、両親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 58 年 4 月ごろに払い出され、同時期に加入手続を行ったと推認でき、専門学校卒業後に加入手続を行ったとする申立人の主張とは相違している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、加入手続の時期、納付方法、保険料額及び一括納付の有無についての記憶が明確でない。

このほか、申立人の両親が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が所持する年金手帳には、昭和 60 年 5 月 31 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失したことが記載されており、オンライン記録の資格記録と一致していることから、申立期間②は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者制度が発足した際に、第 3 号被保険者となる手続きを行っておらず、その夫が 62 年 10 月に別の会社に転職した際に初めて、第 3 号被保険者資格の取得手続きを行っており、制度が発足する直前の 61 年 3 月まで国民年金に任意加入していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私が20歳になった平成元年*月に、母がA市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたが、大学4年生になった3年4月に、保険料の納付を開始したとの通知が届いた。私は、年金制度の重要性も認識していたので、20歳になると同時に保険料の納付を開始したのに、その後の2年間で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年*月にA市役所で申立人の母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は3年3月末に払い出されており、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者資格を取得したのは、20歳以上の学生が国民年金の強制加入対象となった3年4月1日との記載があり、オンライン記録とも一致することから、申立期間は任意未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 12 月まで

私は、自営業を行っており、金銭面は妻が担当していたが、国民年金保険料の納付については、毎月、妻が 4,000 円程度の金額を A 町役場や金融機関で納付していたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が国民年金保険料を A 町役場や金融機関で毎月納付していたと主張しているところ、同町役場の被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間前後の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間は 57 年 7 月 15 日に過年度納付、62 年 1 月から 63 年 3 月までの期間は時効直前の平成元年 3 月 10 日に過年度納付していることがそれぞれ確認でき、申立人の毎月納付していたとの主張には齟齬が見受けられる。

また、申立期間のうち、昭和 57 年度は夫婦共に被保険者名簿に保険料納付の免除を申請して却下された記録が記載されており、これらのことを考え合わせると、申立期間の保険料が申立人の主張どおり納付されていたとは考え難い。

さらに、申立人の妻も申立期間は未納で、昭和 56 年 1 月から保険料の納付をやめており、申立人の妻は、「年齢的に自分は年金の受給資格を満たさないため納付することをやめた。」と述べているが、同年 1 月時点では、まだ 41 歳であり、それ以前の 9 年間の納付済み期間を合わせると、受給資格を満たすはずである。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2774

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から51年2月まで

私は、前夫から結婚を契機に、「国民年金は加入手続をして国民年金保険料を納めてある。」と言われ、51年2月ごろ前夫が海外に転勤になったとき、「今まで納付していたが、今後は海外勤務なので納付できないから、今月で終わりだ。」と言われた。前夫が加入して納付してくれていた期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前夫から結婚を契機に、「国民年金は加入手続をして国民年金保険料を納めてある。」と言われたことを記憶していることから申し立てしているところ、申立人に国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、申立人が所持する年金手帳には、昭和43年4月1日に被保険者資格を取得した厚生年金保険の記号番号が記載されているのみで、国民年金の記号番号及び資格記録の欄には記載が無い。

また、昭和45年12月に勤務していた会社を退社してから54年12月に次の会社に勤務して厚生年金保険に加入するまでの間、申立期間を含めて108か月は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする前夫は既に亡くなっていることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで

私は、20歳になったときに、A市役所で国民年金の加入手続をした。納付書はB県の実家に送り、私の父がC銀行（現在は、D銀行）E支店で国民年金保険料を納付してくれた。私の年金記録が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときにA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が平成元年10月から居住していたF県G郡H町（現在は、I市）及び平成2年5月から居住していたJ市を管轄するK社会保険事務所（当時）から払い出されており、その前後の第3号被保険者の資格取得日から、申立人が初めて国民年金の加入手続を行ったのは平成3年4月ごろと推認できる。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録とオンライン記録は一致する上、申立人は申立期間当時、学生で申立期間は国民年金に任意未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入時期、加入手続の場所及び保険料の納付についての記憶が不鮮明であり、具体的な納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2370

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 16 日から 35 年 1 月 25 日まで
私は、昭和 31 年 4 月から A (機関) B 事務所 (現在は、C (機関) D 事務所) E 出張所において勤務し、F (職種) として 35 年 1 月まで継続して勤務した。申立期間中の 34 年 8 月の台風 7 号では、大水害が起き、徹夜で復旧作業に当たったことを記憶している。申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の災害復旧作業などの業務内容を具体的に供述していること及び申立人が氏名を挙げた元同僚の証言により、申立人が申立期間において A (機関) B 事務所 E 出張所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C (機関) は、「当時、常勤的非常勤職員については、昭和 34 年 1 月の法改正により、33 年 12 月 16 日に遡^{そきゅう}及して共済組合に加入させているところ、申立人は、34 年 11 月 16 日発行の A (機関) B 事務所 E 出張所の職員名簿において、常勤的非常勤職員 (F (職種)) として氏名が確認できる上、当機関で保管する書類に基づき、33 年 12 月 16 日に共済組合に加入していることが確認できる。」と回答していることから、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者ではなかったと認められる。

また、A (機関) B 事務所 E 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 33 年 12 月 16 日に資格喪失していることが確認できる上、同日に資格喪失した被保険者が、申立人のほかに 123 人確認できる。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚4人のA（機関）B事務所E出張所における厚生年金保険被保険者期間は、申立人と同様に昭和31年9月1日に資格取得、33年12月16日に資格喪失となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月から 31 年 5 月まで
② 昭和 34 年 8 月 21 日から同年 10 月 21 日まで

私は、申立期間①について、A社（現在は、B社）が経営するC社にD（職種）として勤務し、申立期間②については、E社（現在は、F社）に継続して勤務していた。それなのに厚生年金保険被保険者期間に空白期間があることは納得できないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が、C社の所在地及び事業主の氏名を記憶していることから、申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、C社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、その経営主体であったA社は、昭和 43 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、B社の事業主は、「私は、申立期間①当時、同社の経営に関与していないため、申立人の勤務実態は不明である。」と回答している上、申立人が氏名を挙げた元同僚2名は、姓のみの記憶であり、個人を特定することができないことから元同僚等の調査を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、F社は、申立人の勤務実態について、「E社

当時の資料が無く、不明である。」と回答している上、申立人が氏名を挙げた元同僚2名は、姓のみの記憶であり、個人を特定することができないことから、元同僚等の調査を行うことができない。

また、オンライン記録によると、E社において厚生年金保険の被保険者資格を複数回取得している者が80名おり、そのうちの30名について調査したところ、10名には申立人と同様に被保険者資格の欠落がみられる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 23 日から 48 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 41 年 1 月 * 日に A 社の店主の三男との結婚を契機に同社に勤務し、朝 9 時から夜 10 時過ぎまでほとんど毎日休みなく働いた。結婚したとき、義兄から年金手帳を持ってくるように言われ、提出したことを記憶しているのに申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元上司、元経理担当者及び元同僚（申立人の夫）の証言により、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時、事業主（申立人の義兄）と共に当該事業所の経営に携わっていた元上司は、「申立人から年金手帳を預かった記憶はあるが、当時の関係資料は既に廃棄しており、厚生年金保険への加入手続を行ったか不明である。」と供述している上、元経理担当者は、「社会保険の手続などは行っていない。」と供述していることから、申立人が申立期間当時に厚生年金保険に加入していたという具体的な証言を得ることはできない。

また、元事業主は証言をできる状況には無いことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から同年 5 月 2 日まで

私は、提出した船員手帳の雇入期間の記載にあるとおり、昭和 36 年 3 月 1 日から同年 5 月 2 日までA社に雇い入れられB丸に乗り、給与から船員保険料を控除されていたので、申立期間の船員保険被保険者の記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人は、昭和 36 年 3 月 1 日にA社所有のB丸に雇い入れられ、同年 5 月 2 日に合意により雇い止めになっていることが確認できる上、元同僚の証言により、申立人は、申立期間にA社所有のB丸に乗船していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「A社所有のB丸には、船員として乗船した。」と供述しているところ、当該事業所は、「当時の関係資料は所在が不明であり、船員として乗船した者の当時の船員保険の取扱いは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の船員保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 10 日から 43 年 7 月 1 日まで

私は、A社に勤務していたとき、その取引先であるB社（現在は、C社）に誘われ、A社を退職した翌日にB社に入社し、昭和 46 年 7 月 末まで勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険の加入期間が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、B社に勤務していたことは推認できるものの、申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、B社は、昭和 41 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったときに 10 人を厚生年金保険に加入させた後、申立期間後の 43 年 7 月 1 日に申立人を含め 8 人をまとめて加入させており、当時、当該事業所では、入社後すぐに厚生年金保険への加入手続を行わず、まとめて加入手続をしていたことがうかがえる。

さらに、当該事業所は、「申立期間当時の関係資料を保管していない。」と回答しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 13 日から 36 年 6 月 5 日まで

私は、昭和 33 年 5 月 13 日から 36 年 6 月 5 日まで A 社（現在は、B 社）C（施設）の管理人として勤務していたので、その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする A 社 C（施設）についての供述内容と同社元 D 支店長が記憶する同社 C（施設）についての供述内容が符合することから、申立人が、申立期間において同社 C（施設）に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、A 社 C（施設）は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、B 社は、当時 C（施設）を所有していたかどうかは不明とした上で、「申立人の職員台帳は無く、A 社の職員では無い。また、当時、施設で働いていた者の厚生年金保険について、どのような取扱いをしていたかは不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、申立人は元同僚の氏名を覚えていないことから、元同僚等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2376

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 21 日から同年 12 月 2 日まで

私は、A社に昭和 48 年 7 月 23 日に入社し、55 年 1 月 25 日まで継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたのに、厚生年金保険の加入期間に欠落期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の「資格喪失年月日」欄には、昭和 50 年 2 月 21 日と記載されている上、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の「資格取得の年月日」欄には、昭和 50 年 12 月 2 日と記載されており、いずれもオンライン記録と一致する。

また、当該事業所がB健康保険組合に提出した健康保険被保険者資格喪失確認通知書の「資格喪失年月日」欄には、昭和 50 年 2 月 21 日と記載されており、オンライン記録と一致する上、「健康保険の被保険者証」欄の「添付」に丸印があり、「備考」欄には証返納と押印されていることから、被保険者資格喪失に伴い、健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、C厚生年金基金における申立人の当該事業所に係る加入記録は、昭和 48 年 7 月 23 日に資格取得、50 年 2 月 21 日に資格喪失、同年 12 月 2 日に資格取得、55 年 1 月 25 日に資格喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

加えて、雇用保険の加入記録により、昭和 48 年 6 月 23 日に資格取得、50 年 2 月 25 日に離職、同年 10 月 1 日に資格取得、55 年 1 月 20 日に離職となっており、50 年 2 月 25 日の離職に伴い、失業手当を受けるための支給番号の発行を受けていることが確認できる。

その上、オンライン記録により、当時の同僚で、申立人が勤務していた期間に同様に厚生年金保険に欠落がある4名に当時の状況を照会したところ、そのうち2名から回答があり、自身の厚生年金保険が欠落している期間については、「当時は、アルバイト賃金にしてもらっていた。」、「長期欠勤の届出をしていた。」とそれぞれ供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年8月から22年10月まで
② 昭和22年11月から23年まで
③ 昭和23年から24年3月まで

申立期間①については、昭和21年8月ごろに新聞の募集欄を見て、A事業所にB(職種)として勤務し、そのときに年金番号が記載されている証書をもった記憶がある。申立期間②については、A事業所で米国人マネージャーと一緒に勤務し、C事業所にD(職種)として転勤した。申立期間③については、米国人マネージャーが結婚し、E事業所に住むことになり、F(職種)として勤務した。

これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において勤務していたと主張する事業所の所在地等について具体的に述べていること、及び申立人が唯一氏名を挙げた元同僚の供述により、申立人は、申立期間において、それぞれA事業所、C事業所及びE事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号厚生省保険局長通知)により、24年4月1日より前の申立期間については、進駐軍労務者は、厚生年金保険の被保険者から除外されていたことが確認できる。

また、当時の駐留軍施設に勤務する日本人従業員の労務管理を行っていた渉外労務管理事務所の業務を引き継いだ防衛省G防衛局は、「駐留軍施設で働いていた人が厚生年金保険に加入できるようになったのは、昭和24年4月1日からであり、それよりも前の期間については、厚生年金保

険に加入していない。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A事業所は、昭和25年10月12日に厚生年金保険の適用事業所になっている上、C事業所及びE事業所は、24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2378

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月13日から27年9月13日まで
私は、A社に、昭和25年10月1日から27年9月まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が、26年9月13日とされていることは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に、昭和27年9月13日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人以外に9人の被保険者が確認できるが、いずれの者とも連絡が取れず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について証言を得ることができない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明であることから、当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料の所在は不明であり、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は、オンライン記録と同じ昭和26年9月13日と記載されており、27年8月の定時決定の記載も無く、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2379

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月 12 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 32 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社を辞めた後、すぐにB社でC（作業）の担当者として勤務した。また、申立期間②についてはB社を昭和32年5月31日に辞めた後も、すぐにD社でE（職種）として勤務した。これらの期間のうち、勤務しなかった日は5、6日も無かったと記憶しているので、申立期間において厚生年金保険の被保険者期間となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社は、「当時は、各人の能力、人柄、意向等を勘案し、柔軟に見習い期間を設定していた。」と供述している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚1名を含む昭和32年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した元同僚4名から厚生年金保険の被保険者期間について聴取したところ、全員が、「当時は、半年から2年程度の見習い期間があった。」と供述しており、これらの元同僚の記憶する自身の入社時期と厚生年金保険被保険者の資格取得時期はオンライン記録と符合する。

これらのことから判断すると、申立期間①当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いは行っておらず、入社してから相当期間経過後、厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

また、申立人が氏名を挙げたほかの元同僚2名のうち1名は既に亡くなっており、もう1名は所在不明であることから、申立人の申立期間当

時の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、D社は、「当時の資料は残っていないが、当時の雇用形態について、3か月程度の見習い期間が設けられていた。厚生年金保険の適用は、見習い期間終了後だった。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚4名のうち3名が、「申立期間当時、1、2か月の見習い期間があった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、これらの元同僚が記憶している入社日の1、2か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間②当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いは行っておらず、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2380

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月から39年2月まで

私は、昭和30年1月から39年2月までA事業所に勤務したが、この期間が厚生年金保険の被保険者となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述により、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚は、「当時、A事業所は厚生年金保険に加入していなかった。昭和53年になって、社会保険事務所（当時）から指導され、ようやく加入したと記憶している。」と供述している上、申立期間当時、B（業種）は厚生年金保険の強制適用事業所の対象業種とはなっていなかった。

また、申立人が唯一氏名を挙げた元同僚1名は既に亡くなっており、オンライン記録により、申立人を記憶している上記複数の元同僚は、当該事業所が適用事業所になった昭和53年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所の事業主は、既に亡くなっており、供述を得ることができないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から 30 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 29 年 7 月 1 日から 30 年 3 月 31 日まで A (機関) (現在は、B (機関)) に勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が空白になっていた。同期間も確かに勤務していたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録により、申立人が申立期間を含む昭和 29 年 7 月 1 日から 30 年 3 月 31 日まで臨時職員として、A (機関) に勤務していたことは確認できる。

しかし、A (機関) は、昭和 30 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、同僚調査を行うことができず、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人の被保険者番号は、昭和 30 年 1 月 27 日付けで払い出され、A (機関) が厚生年金保険の適用事業所となった同年 1 月 1 日に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 2 日から 31 年 8 月 15 日まで
② 昭和 31 年 10 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで

私のねんきん特別便には、脱退手当金を受給したとして、A事業所で勤務した期間が記載されていなかった。最初に勤務したB社を退職した際には脱退手当金を5,000円ぐらい受給したが、A事業所に勤務していた期間については約9万円の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はB社に係る脱退手当金のみを受給したと主張しているが、脱退手当金の受給には被保険者期間が2年以上必要であるところ、同社での被保険者期間は15か月であり、同社の記録だけでは脱退手当金の受給要件を満たしておらず、A事業所での被保険者期間を通算して初めて脱退手当金の受給要件を満たすこととなる。

また、B社とA事業所の被保険者期間を合わせた法定支給額は5,984円であり、申立人が受給したとする金額(約5,000円)とほぼ符合することから、B社とA事業所での被保険者期間を合わせて支給決定されていることに不自然さはいかたがえない。

さらに、A事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が資格を喪失した日から前3年及び後5年以内に被保険者資格を喪失した者の中で脱退手当金の支給要件を満たす者は7名おり、その7名全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち連絡の取れた者1名は、「A事業所の担当者から、再就職するのでなければ当事業所で脱退手当金の請求手続を行う方がいいか、と聞かれたのでお願いした。」と供述している上、当時は

通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主が代理請求を行った可能性が高いと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、オンライン記録において支給額が9万5,984円になっていることについては、法定支給額が5,984円であり、千円以下の数字が一致していることから、9万円はオンラインシステム入力時の入力誤りであると考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 21 日から同年 5 月 21 日まで
私は、平成 3 年から 5 年 4 月まで A 社（現在は、B 社）に C（職種）として勤務した後、同年 4 月 21 日にグループ会社の D 社（現在は、B 社）に E（職種）として採用されたが、厚生年金保険の被保険者期間に 1 か月間の空白ができていたので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された申立人の経歴台帳及び事業主の回答により、申立人が、平成 3 年 6 月 21 日に A 社に入社し、5 年 4 月 21 日に同社を退社、同日、D 社に E（職種）として入社し、現在まで継続して勤務していることは確認できる。

しかし、D 社において、E（職種）の勤務形態で申立人とほぼ同時期の平成 5 年 4 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚 7 名のうち供述が得られた 1 名は、「入社後試用期間があり、会社から試用期間中は社会保険に加入させないとの説明があった。私は、その間、国民年金に加入していた。」と供述している。

また、F 健康保険組合の加入日及び雇用保険の被保険者資格の取得日は、いずれも平成 5 年 5 月 21 日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している上、G 企業年金基金は、「平成 17 年 1 月 1 日に代行返上する際に、申立人の F 健康保険組合の加入日が 5 年 5 月 21 日であったことを確認している。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、D 社に申立人と同じ平成 5 年 4 月 21 日に入社した元同僚 3 名は、申立人と同じ同年 5 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、B社は、「当時の資料を保管しておらず、賃金台帳、源泉徴収票等は不明である。」と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月21日から38年5月21日まで
私は、A社に勤務していた昭和32年3月21日から38年5月21日までの期間の脱退手当金を受給していることになっているが、受給していないので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿において申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和38年5月21日の前後2年以内に資格喪失し、退職時に脱退手当金の受給資格を有していた18人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14人に支給記録が確認でき、そのうち12人の脱退手当金の支給決定が資格喪失後6か月以内にされていることから、事業主が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和38年7月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和53年8月に払い出されている上、特殊台帳により、申立人が第3回目の特例納付制度を利用して、国民年金制度が発足した36年4月から47年2月までの国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人は、脱退手当金の支給決定時点では国民年金に加入しておらず、年金加入期間を継続させようとの考えは持っていなかったと認められる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2385 (事案 565 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 5 日から同年 9 月 1 日まで
私は、A社に入社し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。写真に日付は入っていないが、申立期間当時、客が私を撮影した写真を所持しており、申立期間の2か月が空白になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、元同僚は、申立人がA社に入社した時期を覚えていないことから、申立人が申立期間において同社に勤務していたという証言を得ることはできず、そのほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として申立期間当時の写真を提出しているが、写真には日付の記載が無く、申立期間当時のものであるかを確認できない。

また、事業主は、「当時は3か月ぐらいの試用期間があった。問題が無ければ1か月ぐらい前倒しで試用期間が2か月になることはあり、経験者でも試用期間はあった。」と供述している上、複数の元同僚が「試用期間は3か月から半年ぐらいあった。」と供述している。

これらのことから判断すると、当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから数か月経過後、加入させていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月から 47 年 12 月 1 日まで
② 昭和 48 年 8 月 1 日から 49 年 12 月まで

私は、A 地方第三者委員会から B 社で勤務していたときの先輩に係る調査を受けたのをきっかけに、改めて自分の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、B 社と C 社における厚生年金保険被保険者記録が無いことに気が付いた。B 社では D（部門）で E（職種）として仕事をし、その後、同部門が C 社として独立したため、私も同社に移り、引き続き E（職種）を担当した。同社での被保険者記録は 2 か月となっているが、もっと長い期間勤務していたので、両社の厚生年金保険の被保険者記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚 5 名のうち 1 名は、申立人と同様に厚生年金保険被保険者としての記録が無いことが確認できることから、当該事業所では一部の従業員について、厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと考えられる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、B 社は、既に適用事業所でなくなっており、当時の賃金台帳、源泉徴収票などの関連資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間①当時の保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①における保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚は申立人がC社に勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間に係る証言を得ることはできず、申立人の勤務期間について特定することはできない。

また、申立人が氏名を挙げた元事業主及び元同僚3名のうち、元事業主及び元同僚1名から供述が得られたが、元事業主は、「申立人は記憶に無い。」と供述している上、元同僚1名は、「申立人とは、B社からC社と一緒に移り、私は、移った当初はB社からの出向で勤務し、C社で社会保険事務を担当していた。申立人がいつまで勤務していたかについては覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間②当時の勤務実態について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和48年8月1日に資格喪失しており、社会保険事務所（当時）の資格喪失日の受付年月日は、同年8月8日と記載されており、社会保険事務所の事務処理に不自然さは認められない。

加えて、C社は、既に適用事業所でなくなっており、貸金台帳、源泉徴収票等の関連資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間②における保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2387 (事案 775 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から28年3月31日まで
私は、A社に勤務していた昭和26年5月1日から28年3月31日までの期間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、当初の申立が認められなかったのは納得できない。新たな資料や事実は無いが、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所(当時)の記録では、A社は、申立期間後の昭和29年9月1日に新規に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間当時は適用事業所になる前の期間である上、申立期間当時の申立人の勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月16日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出しておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる事実は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2388 (事案 1549 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 6 日まで
私は、65 歳になり年金受給手続のため社会保険事務所(当時)に行ったところ、昭和 36 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 6 日までの厚生年金保険被保険者期間については、同年 8 月 15 日に脱退手当金が支給されているので年金額の計算には含まれないとの回答を受けた。私は脱退手当金をもらっていないし、その記憶も全く無い。前回、記録の訂正は認められないという結果であったが、その際、会社が退職金に含めて支払ったとか、委任状を渡して本人に代わって会社が請求した等の話があったが、そのようなことをする会社ではない。再調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所の保管する脱退手当金請求書受付経過簿には、脱退手当金を支払ったことを示す「会計 48. 8. 15」の日付印が押されていること、申立人が勤務していた A 事業所の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があり、そのすぐ下に「48/＊」という記載が同受付経過簿の受付番号＊と一致している上、同受付経過簿には申立人以外の 14 人が記載されているが、オンライン記録で脱退手当金の支給状況を確認したところ、申立人以外の 14 人共申立人と同じく被保険者名簿に「脱」の表示があり、同受付経過簿とオンライン記録とに齟齬は見当たらず、申立期間の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格を喪失してから約 4 か月の昭和 48 年 8 月 15 日に支給されており、一連の事務処理に不自然さは見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 10 日付けで年金記録の

訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給しておらず、事業所が代理請求をすることは無く、前回の審議結果に納得ができないとして申し立てているが、厚生年金保険被保険者名簿及び脱退手当金受付経過簿を再度確認したが、脱退手当金の支給年月日、支給金額、脱退手当金を支給したことを意味する表示などが記載されており、これら支給記録の内容は、オンライン記録と一致している。

また、上記受付経過簿に記載されている者のうち、連絡が取れた4人に確認したが、いずれも脱退手当金の受給を認識していることが認められた。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2389 (事案 192 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月から 31 年 12 月まで

私は、申立期間当時、A社(後にB事業所へ社名変更)に勤務し、厚生年金保険の被保険者期間であると思っていたが、被保険者期間となっていない。前回の調査では同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったとのことであったが、勤務していたことは間違いないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の業務内容を申立人が詳細に記憶していることから、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、商業登記簿上も該当する事業所は確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料としてA社の所在地を記載した手書きの地図を提出し、また、昭和 31 年 3 月にC高等学校を卒業し当該事業所に入社した元同僚の再調査を申し立てている。

しかしながら、当該事業所に関して、所在地を管轄する法務局において公図等の確認、近隣住民及び同業他社への聞き取り及び当時の電話番号簿等で調査を行ったが、当該事業所に関する新たな事実は確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「私は、昭和 31 年 4 月からD(地名)にあったA社に勤務した。申立人は既に勤務していた。」と新たな証言を得ることができたが、オンライン記録において元同僚の当時の年金加入記録を確認したところ、厚生年金保険の被保険者期間となっていな

いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2390

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月から38年4月1日まで

私は、昭和35年1月に前の会社を退職し、同年1月にA社に入社した。入社してから退社するまで、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和35年1月にA社に入社した。」と主張しているところ、申立人は、同年*月*日に申立人の父が死亡したときに同社及び同社B（部門）有志から受け取ったとされる社名の記載された香典袋を所持していること、及び元同僚の証言から、同年から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は「人事、給与関係の書類は、10年から15年前までのものしか保管しておらず、申立期間当時の書類は残っていないため、申立人の勤務実態については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入について確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を有する11名に照会したところ、回答のあった10名のうち8名は申立人のことを記憶しているものの、勤務期間について具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、上記元同僚のうち1名は、「当該事業所は特殊業務のため、途中で退社する者が多く、入社時から厚生年金保険に加入していた者はほとんどいない。」と供述している。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できな

い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、口頭意見陳述においても保険料の控除をうかがわせる新たな事情は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月から 30 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 3 月に高等学校を卒業してすぐに上京し、A社に入社した。時期は定かではないが、健康保険証を提示して病院で受診した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務等に関する申立内容及び元同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、当時の事業主も既に死亡しているため、厚生年金保険料の控除の状況等について証言を得ることができない上、連絡の取れた元同僚からも勤務期間等の具体的な証言は得られず、申立人の保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると当該事業所において昭和 30 年 3 月 1 日に厚生年金保険に加入したことにより初めて払い出された番号であることが確認できる上、同払出簿に記載された被保険者の資格取得日と当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者の資格取得日は一致しており、不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2392

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月30日から31年10月1日まで

私の夫は、昭和29年から52年まで途中で転勤はあったが、継続してA社に勤務したのに、29年5月30日から31年9月まで厚生年金保険被保険者の記録が無いことは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社は、申立期間当時、B市に本社があり、C市にはD事務所を設けていた。A社としては、昭和31年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社D事務所は29年1月1日に健康保険及び厚生年金保険の任意包括適用事業所となっていることが確認できる。

また、元同僚の証言から申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは推認できるが、元同僚は、「申立期間中の昭和30年ごろ、申立人とB市にある本社で机を並べて仕事をしていた。」、「申立人と交替で本社からD事務所に転勤になった人がある。」と証言しているところ、同社D事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と交替で本社から同社D事務所に転勤になったとされる元同僚が、昭和29年5月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、ほかの複数の元同僚も、「申立人は申立期間において本社に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間においてA社本社に勤務していたものと認められるが、申立期間当時、A社本社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和31年10月1日に適用事業所とな

る届出を行うまでは厚生年金保険料の控除をしていなかったと考えられる。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、A社によると申立期間当時の資料は廃棄済みであることから申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 1 日から平成 4 年 4 月 1 日まで
私がA社に勤めていた期間の標準報酬月額は、私の預金口座に毎月振り込まれていた給与より著しく低いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入しており、オンライン記録では、申立期間に係る標準報酬月額が被保険者資格取得時においては 26 万円、平成 2 年 10 月の随時改定においては 36 万円、3 年 10 月の随時改定においては 41 万円とされている。

しかし、申立人から提出された申立人名義の預金通帳の写しによると、申立期間のすべてにおいて申立人は当該事業所から標準報酬月額より高額の振込みが定期的に行われていたことが確認できる。

このことについて、元事業主は、「申立人が当社に入社する際、給与水準が下がるので、差額を補填するために交際費等の名目で給与と合わせて 50 万円支給することとなった。」と供述しており、上記預金通帳で確認できる振込金額は給与のほかに経費を含めた金額であったと考えられる。

また、当該事業所から社会保険事務の委託を受けていたB事業所が保管する昭和 61 年度から平成 2 年度までの当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載されている標準報酬月額とオンライン記録は、すべて一致しており、同事業所は、「当該事業所から賃金台帳の提出を受け、賃金台帳に基づく報酬月額から標準報酬月額の算出を行っていた。」と証言している。

さらに、当該事業所は、既に事実上倒産しており、当時の資料は一切残っておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人の平成2年度及び3年度の標準報酬月額は随時改定により引き上げられており、ほかの被保険者5人についても同様の処理がなされていることが確認できるほか、それ以外の被保険者42人について確認したところ標準報酬月額の引き下げや遡^{そきゆう}及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は認められない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月1日から同年8月31日まで
② 昭和59年4月22日から同年5月2日まで

私は、昭和58年5月から59年5月の初めまでA社に勤務していたのに、厚生年金保険の加入期間は58年9月から59年3月までしかないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和58年5月から59年5月の初めまでA社に勤務し、継続して厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、申立期間①については、オンライン記録により、昭和58年3月から59年3月までに資格取得した12名のうち、所在の確認できた8名に申立人の勤務実態について照会したところ、5名より回答があり、そのうち1名は申立人のことを記憶していたものの、「申立人の厚生年金保険の加入については不明である。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の加入について確認できない。

また、当該元同僚は「入社してから数か月間は試用期間で、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

申立期間②については、上記元同僚照会において回答のあった5名のうち当該期間において在籍していた1名は、申立人のことについては「記憶に無い。」と回答しており、申立人の退職日を確認することができない。

さらに、事業主は所在不明であることから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月から35年4月まで
② 昭和35年4月から36年11月1日まで

私は、昭和31年1月にA区に所在するB社に入社した。その後、35年4月から、同じ社長の経営するC県D市のE社で責任者として勤務した。それから36年11月ごろに再びB社に戻って勤務し、55歳で退職するまで一貫して厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA区に所在するB社に昭和31年1月から勤務したと主張しているところ、申立人から提出された32年に事業所で撮影したとする写真及び34年に入社した元同僚が「自分の入社したときには既に申立人が勤務していた。」と証言していることから、申立期間①の一部について当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は昭和36年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、事業主は、「当該期間は会社自体が厚生年金保険に加入する前の期間で、給与から厚生年金保険料の控除はしていない。」と供述している。

さらに、同僚調査において回答があった10名中5名は、「厚生年金保険被保険者の資格取得日より早い時期に入社した記憶がある。」と回答しており、そのうち1名は、「当該事業所が厚生年金保険に加入する前は、給与から保険料を控除されていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「B社と同一事業主が経営するC県D市に所在するE社に勤務していた。」と主張しているところ、申立人から提出された当該事業所の外観写真及び元同僚の証言から勤務期間は特定できないものの申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C県D市においてE社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、事業主は、「B社において厚生年金保険の加入手続をしていた経理の担当者は既に亡くなっており、給与台帳も残っていないため、当該期間当時の状況は不明である。」と供述しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況について具体的な供述を得ることができず、E社における厚生年金保険の加入について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。